



おとなの時間 法律相談所

第2回

「任意後見で納得の老後を」

元氣なうちに老後を託す

「任意後見制度」とは、元気で判断能力が十分にあるうちから、将来認知症等で自己の財産管理や契約行為が適切にできなくなってしまう場合に備えて、予め信頼できる親族や第三者（任意後見受任者。以下「受任者」といいます）に財産管理や法律行為を「契約」で託しておく制度です。

任意後見契約は、本人と受任者との間で、公証人役場で「公正証書」にしなければ効力が発生しません。契約の内容は、本人の判断能力が低下した場合、受任者に対し、本人の生活・療養看護・財産管理等に関しどんなことを委任するかを決めるものです。その後、判断能力の衰えがみられた時点で、本人や受任者等が家庭裁判所に申し立てをして、任意後見監督人を選任してもらいます。この任意後見監督人の選任をもって、任意後見人の代理権が発生（任意後見契約が発効）することになります。

以後、任意後見人が本人に代わって財産

管理等の後見事務を行い、それを任意後見監督人がきちんと仕事をしているかチェックします。

託す内容は自由に決められる

契約で定める代理権限の範囲・内容やそれに対する報酬は、本人と受任者との間で自由に決められますので、本人自らが考え、受任者と相談の上決定すべきです。ただし、代理権とは関係のない介護労働の提供のような事実行為は、委任する事務の中には含まれません。

任意後見契約で定める代表的な権限の範囲・内容は、後記のようになりますが、「この順序で財産を取り崩して生活資金に充ててほしい」「将来施設入所が必要の際には、生まれ育った故郷に近い施設に入りたい」等、意思表示がままならなくなってもこういう生き方をしたいという具体的な決め方をすることが出来ます。任意後見人は、本人がもし正常な判断能力があったならば、こうしたいだろうなという視点を踏まえ

て、その信頼に応えるべく誠実に後見事務を行う責任があります。

- ① 不動産・預貯金等財産の管理・処分
- ② 入院や福祉施設への入所に関する事項
- ③ 年金等の受領と各種支払に関する事項
- ④ 権利証、実印、有価証券等の保管

任意後見の長所・短所

任意後見制度の長所は、次のようなものを挙げることができます。

- ① 自分の意思を最大限尊重した生き方を信頼できる人に託せる
- ② 受任者は原則として親族の反対があっても就任できる

- ③ 後見人就任までの期間が短くて済むので不動産売却や施設入所の際に迅速に対応できる
- ④ 後見人の報酬を自由に設定できる

一方、短所は、次のようなものが挙げられます。① 法定後見人と違い代理権しかないのので、本人が行った法律行為を取り消すことはできない



講師

宮田総合法務事務所代表
宮田 浩志 先生

1974年7月3日生まれ

東京学芸大学附属小金井中学校卒業
東京学芸大学附属高等学校卒業
早稲田大学法学部在学中に宅地建物取引主任者資格・行政書士資格・司法書士資格を取得し、2000年3月に吉祥寺に宮田総合法務事務所を開業する。

簡易裁判所訴訟代理権認定司法書士（認定第301426号）
マンション管理士
住宅ローンアドバイザー
（社）成年後見センター・リーガルサポート会員
（財）武蔵野市福祉公社権利擁護事業運営監視委員
武蔵野商工会議所法律相談員

宮田総合法務事務所

【住所】 〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目18番3号
サニーシティ吉祥寺802号

【営業時間】 平日18:30～19:00

【代表者】 司法書士 宮田浩志

【設立開業】 2000年3月

【事務所構成】 司法書士2名、法務コンサルティングスタッフ5名

【電話番号】 0422-23-7808

【WEB】 <http://www.legalservice.jp/>

- ② 任意後見監督人（通常は弁護士・司法書士）に対する監督人報酬が必ず発生してしまう
 - ③ 任意後見契約を公正証書にする手間・費用がかかる
- 安心できる老後を実現するために、元氣なうちから成年後見制度を知っておくこと、そして制度の長所・短所を理解して、自分に合った将来設計をすることが大切です。